

第3期障害者自立支援福祉計画

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

H17年10月	H25年度末	H26年度目標値
0人	6人	62人

※地域移行支援事業を利用して地域生活を始めた人数。

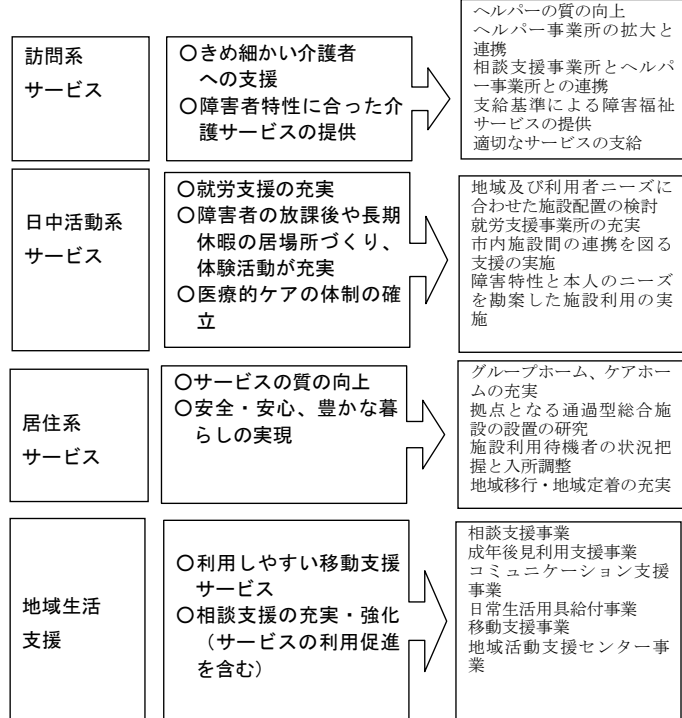
②福祉施設から一般就労への移行

H17年10月	H25年度末	H26年度目標値
7人	30人	35人

※平成17年は、授産施設(知的・精神)から一般就労した人数。

※平成25年は、就労移行支援移行事業所から一般就労した人数。

■重点的な取り組み



障害者を取り巻く制度的状況変化

- ◇ 障害者基本法の改正(平成23年8月)
- ◇ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月成立・平成24年10月施行)
- ◇ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年6月成立 平成25年4月施行)
- ◇ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(障害者総合支援法)(平成24年6月成立)
- ◇ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正(平成25年6月成立)
- ◇ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年6月成立)
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正(平成25年6月成立)
- ◇ 障害者の権利に関する条約(平成26年1月批准 平成26年2月発効)
- ◇ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月成立 平成27年1月施行)

第3期計画の進捗状況と課題

◆2つの目標像

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行については、まだ目標値は達成されていない。また、62人の削減となっているが、その人たちの行く先を支援する必要がある。
- 福祉施設から一般就労への移行については、数量的には順調に推移しているが、就労後の支援体制が十分でないとして定着に結びつかない。

◆各種サービスの計画値の達成状況

- 訪問系サービスは、重度訪問介護が目標を上回っている他は、計画値の伸びと比べてこの2年間の実績値の伸びが低くなっている。
- 日中活動系サービスは、自立訓練(機能訓練)、就労継続支援A型、療養介護、短期入所を除き目標値を下回っており、見直しが必要である。
- 居住系サービスは、共同生活援助(旧ケアホームを含む)は目標値を上回っている。
- 地域生活支援事業については、要約筆者事業と移動支援事業が計画値を上回っている。

市民・団体・事業所アンケート調査の総括

◆市民アンケート

- 【福祉サービスの認知度】
 - 前回調査と同様に福祉サービスを知らない人の割合が非常に多く、情報提供のあり方が問われる。
- 【市民の障害者への理解度】
 - 障害により大きく異なり、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害は理解度が進んでいない。
 - また、虐待された経験は1割の方が有し、差別を(ときどき)感じる方も4割と、虐待や差別は身近な問題となっている。まちの住みやすさも、「(やや)住みにくい」が2割と多い。
- 【施設の認知度について】
 - 相談支援事業所や就労支援センターを知らない人が多く、周知が課題である。
- 【今後利用したいサービス】
 - 今後利用したいサービスでは「相談支援」と「就労支援センター」が特に多い。
- 【災害時支援の登録制度】
 - 「登録して利用したい」が約4割となっている。
- 【介護者の状況】
 - 高齢介護者がかなり多く、「親亡き後」の問題が大きい。
 - 叫びたいりしたことの有無については、「したことがある」は23%程度であるが、障害児の場合は38%と高い。

◆団体アンケート

- 【障害があっても住みやすいまちづくりに必要な事】
 - 「入所施設やグループホームの整備」が最も多いが、次いで「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が挙げられている。

◆事業所アンケート

- 【障害者やその家族が地域生活を送っていくために必要な事】
 - 「障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合い生きていくという意識をみんながもっていること」が挙げられている。

第4期計画に向けた課題

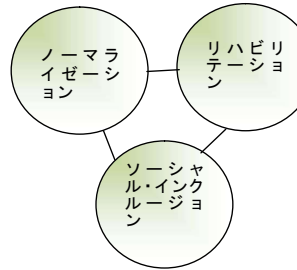
【基本的課題】

- 地域社会における共生の実現
- 社会的障壁のない地域づくり
- 障害に対する地域社会での理解
- 多様化するニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- 障害者の権利擁護の充実と差別のない社会の実現
- 生活の場（住まい）の確保（GH等）
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）
- 児童の放課後の居場所づくりと支援体制の充実
- 身近な場所で気軽な相談体制の充実
- 災害時における障害のある方等の安心・安全の確保
- 虐待防止のための仕組みづくり
- 発達障害等に対する早期発見・早期治療への取り組み
- 難病や高次脳機能障害等への対応
- 地域生活支援拠点の整備

【第4期計画策定の課題】

- 平成24年度で概ね障害福祉サービスが、障害者総合支援法及び児童福祉法のサービスに移行したことに伴い、サービス等の必要量の見込みについては、次の点からの検証が必要。
 - ① 過去の実績における伸び率を考慮
 - ② 現況におけるニーズからの必要量の推定
 - ③ 国・県の政策動向による影響
 - ④ 川口市としての政策的判断
- 第3期計画の施策の取り組み状況からみた課題
 - <訪問系サービス>
 - ・ヘルパーの研修体制強化
 - ・相談支援事業所とヘルパー事業所との連携強化
 - <日中活動系サービス>
 - ・就労支援の充実
 - ・労働部局等、関連部門や機関との連携
 - <居住系サービス>
 - ・入所施設やグループホームの確保
 - ・スタッフ教育の実施内容の充実
 - ・利用者の実態に対応できるホーム整備
 - ・拠点となる通過型総合施設の設置の研究
 - <障害児サービス>
 - ・障害児サービスの適切な提供

川口市障害者福祉計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）



計画の基本理念

ともに支え合う地域の中で
すべての人が輝くまち

3つの基本目標

- 1：市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり
- 2：みんなで支えあい、共生できる地域づくり
- 3：すべての人々にとってバリアのない社会づくり

6つの基本テーマ

- ◆権利擁護 1：障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進
- ◆自立支援 2：地域における障害者の自立支援
3：保健・医療体制の充実
- ◆社会参加 4：障害者の社会活動の支援
5：障害児とその家庭への支援
- ◆共生 6：障害者にとって安全・安心のまちづくり

第4期 川口市障害者自立支援福祉計画における基本的な考え方

（計画期間：平成27年度～平成29年度）

【重点的な視点】

- 相談支援のさらなる充実
- 利用者目線での情報提供の工夫
- 住まいの確保
- 障害児サービスの充実

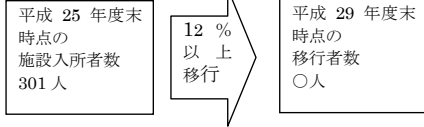
【取り組みの体系】

障害福祉サービス	施策
訪問系サービス	(1) ヘルパーの質の向上
	(2) ヘルパー事業所の拡大と連携
	(3) 相談支援事業所とヘルパー事業所との連携
	(4) 支給基準による障害福祉サービスの提供
	(5) 適切なサービスの支給
日中活動系サービス	(1) 地域及び利用者ニーズに合わせた施設配置の検討
	(2) 就労支援事業所の充実
	(3) 市内施設間の連携を図る支援の実施
	(4) 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施
居住系サービス	(1) グループホームの充実
	(2) 拠点となる通過型総合施設の設置の研究
	(3) 施設利用待機者の状況把握と情報提供
	(4) 地域移行・地域定着の充実
障害児サービス	(1) 児童福祉法を基本とした支援の実施
	(2) 児童の特性とニーズに合わせたサービスの提供
	(3) 需要への対応
地域生活支援事業	(1) 理解促進研修・啓発
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業
	(5) 意思疎通支援事業
	(6) 日常生活用具給付等事業
	(7) 手話奉仕員養成研修事業
	(8) 移動支援事業
	(9) 地域活動支援センター事業
	(10) その他の事業

【4つの目標値について】

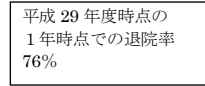
福祉施設の入所者の地域生活への移行

<p>国の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度末までの施設入所者数の12%以上が地域生活に移行 施設入所者は平成25年度末の入所者数から平成29年度までに4%以上削減 	<p>県の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行率は国と同様 施設入所者数の削減数は設定しない
--	---



入院中の精神障害者の地域生活への移行

<p>国の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院後の3ヶ月時点での退院率は、平成29年度で目標を64%以上とし、1年時点での退院率は目標を91%とする。 長期入院者を、平成24年6月時点から、平成29年6月時点で18%以上削減する。 	<p>県の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に1年時点での退院率は目標を76%とする。 入院後3ヶ月時点での退院率、在院期間1年以上の長期入院者数は設定しない。
--	--

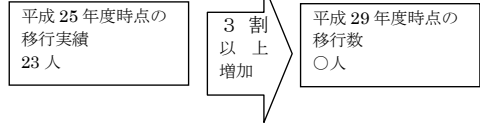


地域生活支援拠点等の整備

※新規、国は各市町村または各圏域に1箇所以上整備とあるが、詳細未定のため、県では現状では考え方の設定はない。

福祉施設から一般就労への移行

<p>国の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする。 また、就労移行支援の利用者数は現状の6割以上とし、就労移行支援の事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。 	<p>県の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の一般就労への移行実績の3割以上とする。他は同じ
--	---



【自立支援給付の見込み量設定】

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	算定の考え方
(1) 訪問系サービス							
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間 10,078 人数 401	10,350 428					
重度訪問介護	時間 3,647 人数 9	5,090 11					
同行支援	時間 854 人数 54	836 52					
行動支援	時間 1,503 人数 40	1,497 53					
重度障害者等包括支援	時間 0 人数 0	0 0					
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日分 13,023 人数 622	13,803 666					
自立訓練 (機能訓練)	人日分 335 人数 27	329 29					
自立訓練 (生活訓練)	人日分 217 人数 14	310 17					
宿泊型自立訓練	人日分 159 人数 10	353 12					
就労移行支援	人日分 1,249 人数 69	1,262 70					
就労移行支援 (養成施設)	人日分 20 人数 1	0 0					
就労継続支援 (A型)	人日分 485 人数 24	723 36					
就労継続支援 (B型)	人日分 9,896 人数 521	9,907 537					
療養介護	人日分 1,426 人数 46	1,455 47					
短期入所 (ショートステイ)	人日分 280 人数 42	350 44					
(3) 居住系サービス							
共同生活援助	人数 54	65					
共同生活介護	人数 106	123					
施設入所支援	人数 309	301					
(4) 相談支援							
計画相談支援	人数 4	44					
地域移行支援	人数 0	0					
地域定着支援	人数 0	0					
(5) 障害児							
児童発達支援	人日分						
放課後等デイサービス	人日分						
医療型児童発達支援	人日分						
保育所等訪問支援	人日分						

【地域支援事業の見込み量設定】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	算定の考え方
(1) 理解促進研修・啓発							
(2) 自発的活動支援事業							
(3) 相談支援事業							
①相談支援事業							
障害者相談支援事業 (実施見込箇所数)	10	10					
自立支援協議会 (実施見込箇所数)	1	1					
②市町村相談支援機能強化事業 (実施見込箇所数)	10	10					
③住宅入居等支援事業 (実施見込箇所数)	1	1					
(4) 成年後見制度利用支援事業 (実施見込件数)	0	5					
(5) 成年後見制度法人後見支援事業							
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業 (延利用見込者数)	1,154	1,202					
要約筆記事業 (実利用見込者数)	17	15					
手話通訳者設置事業 (実設置見込者数)	1	1					
(7) 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具 (給付見込件数)	19	23					
自立生活支援用具 (給付見込件数)	66	72					
在宅療養等支援用具 (給付見込件数)	52	55					
情報・意思疎通支援用具 (給付見込件数)	79	91					
排泄管理支援用具 (給付見込件数)	8,078	8,022					
居宅生活動作補助用具(住宅改修費) (給付見込件数)	7	11					
(8) 手話奉仕員養成研修事業 (実利用見込者数)							
(9) 移動支援事業 (実利用見込者数)							
(10) 地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター (実施見込箇所数)	9	10					
(延実利用見込者数)	23,376	25,498					
(11) その他事業							
日中一時支援事業 (実施見込箇所数)	10	11					
社会参加促進事業 (延利用見込者数)	25	41					
社会参加促進事業 (実施事業数)	4	4					

網掛け部は、障害者総合支援法により新設された項目